

2021年3月2日

〒 444-1334
高浜市春日町 5-165
社会福祉法人高浜市社会福祉協議会
高浜市ふれあいサービス

助成金ご担当者様

公益信託 大野良久記念老人福祉基金
芝 096-募集案内No.69-69

公益信託 大野良久記念老人福祉基金
受託者 三井住友信託銀行

公益信託 おおのらく 大野良久記念老人福祉基金
助成金募集のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当基金は、大野良久様のご意思により平成5年3月に設定された公益信託で、愛知県内の老人介護などのためのボランティア団体等および老人福祉施設を対象に先駆的な事業等を支援、助成することを目的としています。

つきましては、別紙「応募要項」のとおり公募いたしますので、助成を希望される場合は、事務局である弊社宛期日までに助成金申込書をご提出下さいますようお願い申し上げます。

敬具

同封書類

1. 2021年度募集要項
2. 2021年度助成金申込書

《本件に関するお問い合わせ・申請書送付先》

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ
大野良久記念老人福祉基金 申請口

TEL 03-5232-8910 (受付：平日9時～17時) FAX 03-5232-8919

おののらく
公益信託 大野良久記念老人福祉基金
2021 年度 募集要項

1. 趣 旨

この公益信託は、大野良久様のご意思により、平成 5 年 3 月 25 日に設定されたものです。

この公益信託は、愛知県内の老人介護等のボランティア活動、老人の在宅福祉の向上を図る事業及び老人福祉施設における先駆的な事業等に対して支援及び助成を行うことを目的としています。

2 助成の対象となる事業

- (1) 老人の介護等のボランティア活動
- (2) 老人の在宅福祉の向上を図る事業
- (3) 老人福祉施設における先駆的な事業
- (4) その他この公益信託の目的を達成するために必要な事業

3 助成先及び助成金額

(1) 助成先

前項に掲げる事業を行う民間の団体及び施設

(2) 助成金額

1 件 100 万円以内 5 件程度

但し、助成金額は事業総額の 90%以内（自己資金等 10%以上）とします。

4 応募方法

助成を希望する施設又は団体は、所定の「助成金申込書」（本応募要項に添付）と以下の書類を同封のうえ、2021 年 5 月 28 日（当日消印有効）までに、事務局（三井住友信託銀行 個人資産受託業務部公益信託グループ）宛申し込みください。

- ・団体の概要が分かる資料（例：定款、会則等）
 - ・直近の収支決算報告書
 - ・申請物件の見積書・カタログ・資料等
- （見積費用面で許す限りまずは地元業者の利用をご検討ください）

5 選考方法

この公益信託に設置している有識者、社会福祉関係者による運営委員会において、助成先を選考します。

但し、以下に関しては助成対象外とします。

- (1) 介護保険の給付サービスや障害者福祉サービス等の団体本来の事業に係る費用
- (2) 毎年継続的に発生する経費
- (3) 営利を目的とした団体からの応募

また、以下に関しては優先順位を低く考えます。

- (1) 過去 3 年間にこの公益信託の助成を受けた団体及び施設からの応募
- (2) 基本財産または消費的支出にあたる物品
- (3) 申請事業以外にも汎用的に利用できる物品（自動車・パソコン等）の購入

一方、以下に関しては優先順位を高く考えます。

- (1) 介護保険の給付サービスや障害者福祉サービス等の団体本来の事業以外で、有意義な事業に必要な物品
- (2) 先駆的な事業を始めるにあたって必要な物品
- (3) 地域で住民が参加して助け合う活動に必要な物品
- (4) 他の地域には見られないような、先駆的な活動に関する物品
- (5) 社会福祉法人の社会貢献事業や介護保険の総合事業での新たなサービス作りのための費用

6 選考結果通知・助成金交付

この公益信託の事務局（三井住友信託銀行 個人資産受託業務部）から、2021年7月末までを目処に、選考結果を各応募者に文書で通知します。（運営委員会の開催日程によって8月になる場合もあります。）

助成金は、通知後およそ1ヶ月以内に交付（指定の振込先に送金）します。

7 報 告

助成金を受けた施設及び団体は、その活用結果を2022年3月末日までにこの公益信託の事務局宛所定の用紙にて報告いただきます。

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ

大野良久記念老人福祉基金 申請口

TEL 03-5232-8910（受付：平日9時～17時） FAX 03-5232-8919

（※）公益信託とは
個人の方が公益活動のために財産を提供しようという場合や、法人が利益の一部を社会に還元しようという場合などに、信託銀行に財産を信託し、信託銀行は公益信託契約で定められた公益目的に従ってその財産を管理・運用し、公益活動を行う制度です。